

留守家庭児童クラブの利用申し込みの際の注意点

◆入所案内の「留守家庭児童クラブに入所できる要件」の確認をお願いします。

(抜粋)

- ・通常利用は、『終業時間が14時以降』が対象となります。
- ・仕事が休みの日（就労証明書の就労時間欄の曜日に☑が入っていない曜日）は利用できません。

◆長期休業期間（春・夏・冬休み）のみ利用される場合の利用期間

児童クラブを利用できる日は、終業式の翌日から始業式の前日までです。
小学校の終業式と始業式の日は、児童クラブの利用はできません。

(長期休業期間) ※予定ですので、変更になる場合があります。

- ・春休み（2年生～6年生） 令和6年 4月 1日（土）～4月6日（土）
 （新1年生） 令和6年 4月 1日（土）～入学式の前日
- ・夏休み（7月） 令和6年 7月22日（月）～7月31日（水）
- ・夏休み（8月） 令和6年 8月 1日（木）～8月24日（土）
- ・冬休み（12月） 令和6年12月25日（水）～12月31日（火）
- ・冬休み（1月） 令和7年 1月 1日（水）～1月7日（火）
- ・春休み（3月） 令和7年 3月25日（火）～3月31日（月）

※8月26日から2学期のため、8月26日（月）～8月31日（土）は利用できません。この期間は、午前中授業の予定ですので、利用を希望される場合は、通常利用の申込みが必要です。（但し、通常利用の要件に該当する場合のみ）

【申請書の記載例：抜粋】

| | | | | | | |
|------------------------|----|-----------------------------|----|----|----|--|
| 入所希望期間 | | 令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日 | | | | |
| ※利用希望する区 | | | | | | 利用を希望する月に○をつけてください。 |
| 利用希望区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | ・授業がある日を利用する場合 → 『基本』に『○』 ・長期休業（春休み、夏休み、冬休み）を利用する場合 → 『長期休業』に『○』 ・8/26～8/31の利用を希望する場合は8月基本にも○をつけてください。8月のみ月額料金となります。 |
| 基本 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 長期休業 | ○ | △ | △ | ○ | ○ | |
| 利用する曜日（就労日のみ利用可。☑をつける） | | | | | | <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 |

★ これまでの利用料やおやつ代に未納がある場合は、受け付けができませんので、未納がないようお願いいたします。